

主な税率等の一覧表

○主な税率

区分		改正前(平成29年度まで)		改正後(平成30年度以後)		
		市民税	府民税	市民税	府民税	
所得割(総合課税)		6%	4%	8%	2%	
分離課税	土地・建物等の短期譲渡所得	5.4%	3.6%	7.2%	1.8%	
	土地・建物等の短期譲渡所得(国等への譲渡)	3%	2%	4%	1%	
	土地・建物等の長期譲渡所得	3%	2%	4%	1%	
	優良住宅地等に係る長期譲渡所得	2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%	3.2%	0.8%
		2,000万円超の部分	3%	2%	4%	1%
	居住用財産に係る長期譲渡所得	6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%	3.2%	0.8%
		6,000万円超の部分	3%	2%	4%	1%
	一般株式等に係る譲渡所得等	3%	2%	4%	1%	
	上場株式等に係る譲渡所得等	3%(※)	2%(※)	4%	1%	
	上場株式等の配当所得等	3%(※)	2%(※)	4%	1%	
	先物取引に係る雑所得等	3%	2%	4%	1%	
山林所得	6%	4%	8%	2%		

※平成27年度から平成29年度の税率

○主な税額控除における控除率等

区分		改正前(平成29年度まで)		改正後(平成30年度以後)		
		市民税	府民税	市民税	府民税	
調整控除における控除率		3%	2%	4%	1%	
配当控除における控除率	利益の配当等	1,000万円以下の部分	1.60%	1.20%	2.24%	0.56%
		1,000万円超の部分	0.80%	0.60%	1.12%	0.28%
	証券投資信託(一般外貨建等証券投資信託以外)の収益の分配	1,000万円以下の部分	0.80%	0.60%	1.12%	0.28%
		1,000万円超の部分	0.40%	0.30%	0.56%	0.14%
	一般外貨建等証券投資信託の収益の分配	1,000万円以下の部分	0.40%	0.30%	0.56%	0.14%
		1,000万円超の部分	0.20%	0.15%	0.28%	0.07%
住宅借入金等特別税額控除の控除限度額	下記以外の場合	3%	2%	4%	1%	
	平成26年4月1日から平成33年12月31日までであって、消費税率等が8%又は10%で住宅を購入された場合	4.20%	2.80%	5.60%	1.40%	
住宅借入金等特別税額控除の控除割合		(最高58,500円)	(最高39,000円)	(最高78,000円)	(最高19,500円)	
寄附金税額控除のうち基本控除額における控除率		5分の3	5分の2	5分の4	5分の1	
寄附金税額控除のうち特例控除額の控除割合		6%	4%	8%	2%	
外国税額控除における控除限度額		5分の3	5分の2	5分の4	5分の1	
外国税額控除における控除限度額		所得税の控除限度額の18%	所得税の控除限度額の12%	所得税の控除限度額の24%	所得税の控除限度額の6%	